

高松市監査委員告示第6号

包括外部監査結果に基づき、高松市長から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、次のとおり公表します。

平成14年3月29日

高松市監査委員	花	崎	政	美
同	吉	田	正	己
同	谷	本	繁	男
同	菰	渕	将	鷹

包括外部監査結果に基づく措置通知について

平成11年度包括外部監査結果報告「行政経費としての補助金の機動性及び委託料の効率性について」に基づく措置通知

- 1 監査結果報告提出日 平成12年3月30日
- 2 措置通知日 平成13年9月7日
- 3 措置を講じた部局名 企画財政部 企画課行政改革推進室
- 4 措置内容

(1) 改善を要する事項（要旨）

- ア 補助金を効果測定、成果分析するためのルール化を図るべきもの
- イ 事務事業システムと連動して補助金の効果測定すべきもの
- ウ 次期事業計画、予算の見直しへの活用を図るべきもの
- エ 目標値、実績値を分析して定期的見直しを行い事後フォロー体制を整備すべきもの
- オ 事業達成目標水準を測定するとともに、終期設定を明らかにすべきものの
- カ 補助金の効果測定のオープン化を図るべきもの

キ 補助金等交付規則第 12 条に基づく実地検査の基本ルールを策定すべきもの

ク 実績報告書には収支決算書だけでなく、事業報告書も添付するよう検討すべきもの

ケ 公共施設建設に際して、施設供用後のランニングコストを含めた事前評価システムを策定すべきもの

(2) 措置された内容

平成 12 年度の試行を経て、平成 13 年度から事務事業評価システムを本格実施することとしたことにより、補助金に係る事務事業をはじめ本市が実施する全ての事務事業について、その評価作業において、効率性、効果性、今後の必要性、公民の役割分担の視点を中心に、具体的な数値による指標を設定し、それらの達成度合による効果測定、成果分析をルール化した。

また、これに合わせて、継続中の事業や終了した事業に対する事中・事後評価に加え、施設建設などの公共事業をはじめとする新規事業の採否や実施の優先順位などを、必要性、緊急性、公民の役割分担、効率性、効果性の視点のほか、事業計画等を総合的に評価する中で、ランニングコストを検討した評価の仕組みを整えた。